

は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

2 中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に對して速やかに知らせるように努めなければならない。

3 投票人に対しては、特別の事情がない限り、国民投票の当日、その投票権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

第三節 投票人名簿

(投票人名簿)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

2 投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもって投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

4 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。（投票人名簿の記載事項等）

第二十一条 投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあっては、記録）をしなければならない。

2 投票人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。（被登録資格等）

第二十二條 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 国民投票の期日前五十日に当たる日（以下「登録基準日」という。）において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者

二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に記録された者であつて、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないもの（登録基準日後当該住民基本台帳に記録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に記録されたことがある者及び当該住民基本台帳に記録された日においていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。）

2 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を投票人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

第二十三條 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を投票人名簿に登録しなければならない。

第二十四條 削除（異議の申出）

第二十五條 投票人は、投票人名簿の登録に關し不服があるときは、中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出るることができる。

2 公職選挙法第二十四条の規定は、前項の異議の申出について準用する。

3 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に關する法律第二十五条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に對する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合

（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

4 公職選挙法第二十四条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。（訴訟）

第二十六條 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に關する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に關する法律第二十五条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

2 公職選挙法第二百三十三條、第二百三十四條及び第二百三十九條第一項の規定は、前項において準用する同法第二百五條第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百三十九條第一項中「一の選挙の効力を争う数个の請求、第二百七十七條若しくは第二百八十八條の規定により一の選挙における当選の効力を争う数个の請求、第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数个の請求、第二百一十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数个の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七十七條若しくは第二百八十八條の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の市町村の選挙管理委員会が行う投票人名簿の登録に關し争う数个の請求」と読み替えるものとする。（補正登録）

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、第二十三條の規定により投票人名簿の登録をした日後国民投票の期日までの間、当該登録の際に投票人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票人名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。（訂正等）

第二十八條 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿に登録されている者の記載内容（第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあっては、記録内容）に変更

があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあっては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。（登録の抹消）

第二十九條 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（投票人名簿の抄本の閲覧）

第二十九條の二 市町村の選挙管理委員会は、第二十五条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票人から投票人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票人に投票人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第三号に定める事項については、この限りでない。

一 投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（第四項及び次条において「申出人」という。）の氏名及び住所

二 投票人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（以下この条及び次条において「閲覧事項」という。）の利用の目的（次条において「利用目的」という。）

三 閲覧事項の管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足る相当な理由が

あると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 申出者は、閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（投票人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第二十九条の三 申出者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、申出者が偽りその他不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に對し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

4 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、申出者が偽りその他不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前条及びこの条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

6 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、国民投票の期日後遅滞なく、前条第一項の申出に係る投票人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

7 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、投票人名簿の抄本を閲覧させてはならない。

（通報及び調査の請求）

第三十条 公職選挙法第二十九条の規定は、投票人名簿に登録される資格の確認に関する通報及び投票人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

（投票人名簿の再調製）

第三十一条 公職選挙法第三十条の規定は、投票人名簿の再調製について準用する。

（投票人名簿の保存）

第三十二条 投票人名簿及び投票人名簿の抄本は、第二百七十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第四節 在外投票人名簿

第三十三条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿のほか、在外投票人名簿を調製しなければならない。

2 在外投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、在外投票人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて在外投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該在外投票人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

4 第一項の規定により調製された在外投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

（在外投票人名簿の記載事項等）

第三十四条 在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所（投票人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は申請の時（第三十七条第一項第一号に掲げる者にあつては投票人が公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいい、第三十七条第一項第二号に掲げる者にあつては投票人が第三十六条第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）における本籍、性別及び生年月日等の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあっては、記録）をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより、在外投票人名簿を編製する投票区（以下「指定在外投票区」という。）を指定しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（在外投票人名簿の被登録資格）

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿（公職選挙法第四章の二の在外選挙人名簿をいう。次条第四項及び第三十七条第一項第一号において同じ。）に登録されている者（登録基準日においていづれかの市町村の住民基本台帳に登録されている者を除く。）

二 次条第一項の規定により在外投票人名簿の登録の申請をした者（在外投票人名簿の登録を行う日とする日においていづれかの市町村の投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されている者を除く。）

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転（公職選挙法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。第三十七条第一項第三号において同じ。）がされた者（在外投票人名簿の登録を行う日とする日においていづれかの市町村の投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されている者を除く。）

（在外投票人名簿の登録の申請）

第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民で、国外に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いづれかの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項又は第三百二十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日（登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十五条の三第一項に規定する転出をいう。）をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日）までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に關し当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見を付して、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いづれかの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。

4 登録基準日までの間に、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した者（登録基準日において同条第三項第二号に規定する三箇月を経過していない者及び在外選挙人名簿に登録されている者を除く。）については、当該申請を第一項の規定による申請とみなす。

（在外投票人名簿の登録）

第三十七条 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる者が当該市町村の在外投票人名簿に登録される資格を有する者である場合には、中央選挙管理会が定めるところにより、当該各号に掲げる者を在外投票人名簿に登録しなければならない。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者

二 前条第一項の規定による申請をした者

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転がされた者

2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十五日に当たる日以後においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第二号に掲げる者について同項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外投票人名簿に登録されている者であることを証明書（以下「在外投票人証」という。）を交付しなければならぬ。ただし、同条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を前条第一項の規定による申請とみなされた場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定により交付された在外投票人証は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

第三十八条 削除

第三十九条 投票人は、在外投票人名簿の登録に關し不服があるときは、中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 公職選挙法第二十四条第二項の規定は、前項の異議の申出について準用する。

3 行政不服審査法第九條第四項、第十九條第二項（第三号及び第五号を除く）、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第三十一條（第五項を除く）、第三十二條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條第一項及び第二項、第四十四條並びに第五十三條の規定は、第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四條の規定を除く。）中「審判員」とあるのは「審査庁」と、同法第九條第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九條第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四條第一項中「第四十五條第一項又は第四十九條第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一條第二項中「審判関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受

けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審判員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審判手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

4 公職選挙法第二百十四條の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

（在外投票人名簿の登録に関する訴訟）

第四十条 公職選挙法第二十五條第一項から第三項までの規定は、在外投票人名簿の登録に關する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九條第二項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九號）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 公職選挙法第二百十三條、第二百十四條及び第二百十九條第一項中「一の選挙の効力を争う数个の請求、第二百七條若しくは第二百八條の規定により一の選挙における当選の効力を争う数个の請求、第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数个の請求、第二百十一條の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数个の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七條若しくは第二百八條の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の市町村の選挙管理委員会が行う在外投票人名簿の登録に關し争う数个の請求」と読み替えるものとする。

（在外投票人名簿の訂正等）

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿に登録されている者の記載内容（第三十三條第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録内容）に変更があつたこと又は誤りがあることを

知つた場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（在外投票人名簿の登録の抹消）

第四十二条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号に掲げられるに該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（在外投票人名簿の抄本の閲覧等）

第四十二条之二 第二十九條之二及び第二十九條之三の規定は、在外投票人名簿について準用する。この場合において、第二十九條之三第一項中「第二十五條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項」と読み替えるものとする。

（在外投票人名簿の修正等に関する通知等）

第四十三条 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外投票人名簿に登録されているもの（以下この項において「他市町村在外投票人名簿登録者」という。）について戸籍に關する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外投票人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと又は当該他市町村在外投票人名簿に登録者を在外投票人名簿から抹消すべきことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 公職選挙法第二十九條の規定は、在外投票人名簿に登録される資格の確認に關する通報及び在外投票人名簿の修正に關する調査の請求について準用する。

（在外投票人名簿の再調製）

第四十四条 公職選挙法第三十條の規定は、在外投票人名簿の再調製について準用する。

（在外投票人名簿の保存）

第四十五条 第三十二條の規定は、在外投票人名簿及び在外投票人名簿の抄本の保存について準用する。

（在外投票人名簿の登録に關する政令への委任）

第四十六条 第三十五條から第三十七條まで及び第三十九条から前条までに規定するもののほか、在外投票人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 投票及び開票

（一人一票）

第四十七条 投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限る。

（投票管理者）

第四十八条 国民投票ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 投票管理者は、投票に關する事務を担当する。

4 投票管理者は、国民投票の投票権を有しなくなつたときは、その職を失う。

5 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する投票人がした第六十一条の規定による投票に關する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

（投票立会人）

第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、国民投票の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における投票人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

十一	直ちにその旨を
条第	都道府県の選挙
二項	

第五 条 第 一 項	管理委員会に届 け出なければ	第五 から少なくとも前十四日に当たる日から 二十五日前に、投票 少なくとも五日前に、期 日前投票所の場所（二以 上の期日前投票所を設け る場合にあっては、期日 前投票所の場所及び当該 期日前投票所を設ける期 間）
	第五 投票所 第十二 条 第 二 項	期日前投票所
第七 項	市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を 設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交 通等の事情を考慮して、期日前投票所の效果的 な設置、期日前投票所への交通手段の確保その 他の投票人の投票の便宜のため必要な措置を講 ずるものとする。	国民投票の当日市町村 を除くほか、市 町村
第八 項	第一項の場合において、投票録の作成の方法 その他必要な事項は、政令で定める。 （不在者投票）	
第六十一 条	前条第一項の投票人の投票について は、同項の規定によるほか、政令で定めるとこ ろにより、第五十三條第一項ただし書、第五十五 条、第五十六條第一項、第五十七條第一項、 第五十九條及び第六十三條の規定にかかわら ず、不在者投票管理者の管理する投票を記載す る場所において、投票用紙に投票の記載をし、 これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出す る方法により行わせることができる。	

ず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするものうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第八十二條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（国民投票の投票権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

4 特定国外派遣組織に属する投票人で国外に滞在するもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三條第一項ただし書、第五十五条、第五十六條第一項、第五十七條第一項、第五十九條及び第六十三條の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。

二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される投票人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する投票人とみなす。

7 投票人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）という遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶（以下この項及び第九項第二号において「指定船舶」という。）に乗つて本邦以外の区域を航海する船舶（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの（以下この項において「実習生」という。）を含む。）であるもの又は投票人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船舶（船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む。）であるもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三條第一項ただし書、第五十五条、第五十六條、第五十七條第一項、第五十九條及び第六十三條の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 前項の規定は、同項の投票人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替へるものとする。

9 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（以下この項において「南極地域調査組織」という。）に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行

行うものを含む。）で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三條第一項ただし書、第五十五条、第五十六條、第五十七條第一項、第五十九條及び第六十三條の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する指定船舶 この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該指定船舶の船長の許可を得た場所

不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

（在外投票等）

第六十二
条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十條第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条、第五十六條第一項、第五十七條第一項、第五十九條及び次条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの方法により行わせることができる。

一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。）に、自ら在外公館の長（総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。）の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証（公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）及び

	第五十二条の 第二項	前項の規定第六十二条第三項により共通規定により共通投票所を指定した	、投票所	、指定在外投票区の投票所
	第五十二条の 第一項	が共通投票所	が同項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所（以下「指定共通投票所」という。）及び指定共通投票所	票所
	他の共通投票所	他に指定された共通投票所	が指定在外投票区のと投票所	票所
	第五十三条第 二項ただし書	次条第一項又は第十五条第六條共通投票所	票所	票所
	第五十四条第 一項目及第七十 九条第二項の 項	指定在外投票区の投票所又は指定共通投票所	票所	票所
	第五十五条第 一項	公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿	当該投票人名簿	名簿

[illegible][illegible]

- 2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、憲法改正案及びその要旨の掲示をしなければならない。ただし、憲法改正案及びその要旨の掲示が著しく困難である場合においては、当該期日前投票所又は投票を記載する場所における国民投票公報の備付けをもって当該掲示に代えることができる。
- 3 国民投票広報協議会は、前二項の憲法改正案の要旨を作成したときは、速やかに、これを中央選挙管理会に送付しなければならない。
- 4 中央選挙管理会は、前項の送付があったときは、速やかに、これを都道府県の選挙管理委員会を経由して、市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。
(投票の秘密保持)
- 第六十六条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。
(投票箱の閉鎖)
- 第六十七条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉鎖し、投票所にある投票人の投票の終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。
- 2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。
(投票録の作成)
- 第六十八条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。
(投票箱等の送致)
- 第六十九条 投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、国民投票の当日、その投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本（当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは

第七十條 島その他交通不便の地について、国民投票の期日と投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにはその投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本を送致させることができる。

できない」と、投票所において、投票を行ふことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも二日前に告示しなければならぬ。

2 前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会が、国民投票分会長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならぬ。

第七十二条 投票人、投票所の事務に従事する

警察官でなければ、投票所に入ることができない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年

は、投票所に入ることができる。ただし、投票

ることにより生ずる混雑、喧騒その他これらに

ができなくなるおそれがあると認め、その旨を

3 投票人を介護する者その他の投票人とともに

（投票所の秩序保持のための処分の請求）

第七十三条 投票管理者は、投票所の秩序を保持

し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第七十四条 投票所において演説討論をし、若し

くは喧騒にわたり、又は投票に関し協議若しく

は勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に

従わないときは投票所外に退出させることがで

きる。

(開票管理者)

第七十五条 国民投票ごとに、開票管理者を置

開票管理者は、国民投票の投票権を有する者

の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者

をもつて、これに充てる。

開票管理者は、開票に関する事務を担当す

開票管理者は、国民投票の投票権を有しなく

開票管理に、国民投票の投票権を失う。なつたときは、その職を失う。

(開票立会人)

第七十六条 政党等（第一百六条第二項に規定する

政党等をいう。第四項において同じ。）は、各

開票区における投票人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべ

き者一人を定め、国民投票の期日前三日まで

に、市町村の選挙管理委員会に届け出ることが

できる。

前項の規定により届出のあつた者が、十人を

人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の

中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた

者十人をもつて開票立会人としなければならな

い。

前項の規定によるくじを行うべき場所及び目

かじめ告示しなければならない。

第二項の規定による開票立会人が三人に達し

ないとき又は国民投票の期日の前日までに三人

に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員

会において、開票立会人が国民投票の期日以後

参加する者が開票所を開くべき時刻になつても

三人に達しないとき若しくはその後三人に達し

なくなつたときは開票管理者において、その開票区における投票人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならぬ。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)

第七十七条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第七十八条 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第七十九条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票)

第八十条 開票管理者は、開票立会人立会いの上、投票箱を開き、まず第六十三条第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

3 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、直ちにその結果を国民投票分会長に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第八十一条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第二号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とする。

ほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。(無効投票)

第八十二条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの
二 ○の記号以外の事項を記載したもの
三 ○の記号を自書しないもの
四 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号とともに記載したもの
五 賛成の文字又は反対の文字のいずれかを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの

(開票の参観)

第八十三条 投票人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第八十四条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第八十五条 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

(一部無効による再投票の開票)

第八十六条 憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行った場合の開票においては、その投票の効力を決定しなければならない。

(繰延開票)

第八十七条 第七十一条第一項前段及び第二項の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条第一項、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

第六節 国民投票分会及び国民投票会

(国民投票分会長)

第八十九条 国民投票に際し、都道府県ごとに、国民投票分会長を置く。

2 国民投票分会長は、国民投票の投票権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 国民投票分会長は、国民投票分会に関する事務を担任する。

4 国民投票分会長は、国民投票の投票権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(国民投票分会立会人)

第九十条 第七十六条の規定は、国民投票分会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは「国民投票分会」と、「開票所」とあるのは「国民投票分会」と、「開票管理者」とあるのは「国民投票分会長」と、「その開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票」とあるのは「国民投票分会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票分会長」と読み替えるものとする。

(国民投票分会の開催)

第九十一条 国民投票分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開催する。

2 都道府県の選挙管理委員会は、あらかじめ国民投票分会の場所及び日時を告示しなければならない。

3 国民投票分会長は、都道府県の区域内におけるすべての開票管理者から第八十条第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に国民投票分会を開き、国民投票分会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

4 国民投票分会長は、憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行った場合において第八十条第三項の規定による報告を受けたときは、前項の規定の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。

(国民投票分会録の作成及び国民投票分会録その他関係書類の保存)

第九十二条 国民投票分会長は、国民投票分会録を作り、国民投票分会に関する次第を記載し、国民投票分会立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 国民投票分会録は、第八十条第三項の規定による報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

(国民投票分会の結果の報告)

第九十三条 国民投票分会長は、第九十一条第三項及び第四項の規定による調査が終わったときは、国民投票分会録の写しを添えて、直ちにその結果を国民投票長に報告しなければならない。

(国民投票長)

第九十四条 国民投票に際し、国民投票長を置く。

2 国民投票長は、国民投票の投票権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者をもって、これに充てる。

3 国民投票長は、国民投票会に関する事務を担任する。

4 国民投票長は、国民投票の投票権を有しなくなったときは、その職を失う。

(国民投票会立会人)

第九十五条 第七十六条の規定は、国民投票会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは「国民投票会の期日までに三人に達しなくなったとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票会」と、「開票管理者」とあるのは「国民投票長」と、「その開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票」とあるのは「国民投票会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票長」と読み替えるものとする。

(国民投票会の開催)

第九十六条 国民投票会は、中央選挙管理会の指定した場所で開催する。

2 中央選挙管理会は、あらかじめ国民投票会の場所及び日時を告示しなければならない。

3 国民投票長は、すべての国民投票分会長から第九十三条の規定による報告を受けた日又はその翌日に国民投票会を開き、国民投票会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

4 国民投票長は、憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行った場合において第九十三条の規定による報告を受けたときは、前項の規定の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。

(国民投票録の作成及び国民投票録その他関係書類の保存)

第九十七条 国民投票長は、国民投票録を作り、国民投票会に関する次第を記載し、国民投票会立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 国民投票録は、第九十三条の規定による報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、第二百七十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。

(国民投票の結果の報告及び告示等)

第九十八条 国民投票長は、第九十六条第三項及び第四項の規定による調査が終わったときは、国民投票録の写しを添えて、直ちにその結果を中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 中央選挙管理会は、前項又は第三百五十五条第六項後段の報告を受けたときは、直ちに憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数、投票総数（憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう。）並びに憲法改正案に対する賛成の投票の数が当該投票総数の二分の一を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じて内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちに同項に規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

(準用)

第九十九条 第七十一条第一項前段、第七十二条第一項、第七十三条及び第七十四条並びに公職選挙法第八十二条の規定は、国民投票分會及び国民投票会について準用する。この場合において、第七十一条第一項前段中「都道府県の選挙

管理委員会」とあるのは、「国民投票分會に關しては都道府県の選挙管理委員会は、国民投票会に關しては中央選挙管理会」と読み替えるものとする。

第七節 国民投票運動

(適用上の注意)

第一百条 この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第一百条の二 公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十六条第一項に規定する役員をいう。）を含み、第二百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）は、公務員の政治的目的をもつて行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為（以下この条において単に「政治的行為」という。）を禁止する他の法令の規定（以下この条において「政治的行為禁止規定」という。）にかかわらず、国会が憲法改正を決議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）及び憲法改正に関する意見の表明をすることができ。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

(投票事務関係者の国民投票運動の禁止)

第一百条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができない。

2 第六十一条の規定による投票に関し、不在者投票管理者は、その者の業務上の地位を利用して国民投票運動をすることができない。

(特定公務員の国民投票運動の禁止)

第一百二条 次に掲げる者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

- 一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員
- 二 国民投票広報協議会事務局の職員
- 三 裁判官
- 四 検察官

五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六 警察官

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第一百三十三条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。第百十一条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第百十一条において同じ。）の役員若しくは職員又は公職選挙法第百三十六条の第二項第二号に規定する公庫の役員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的にに行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的にに行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

(国民投票に関する放送についての留意)

第一百四十四条 放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。第百六条第一項において同じ。）を除く。次条において同じ。）は、国民投票に関する放送について、放送法第四条第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

(投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限)

第一百五十五条 何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

(国民投票広報協議会及び政党等による放送)

第一百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長及び基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号

に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。

2 前項の放送は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であつて両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。）及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

3 第一項の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

4 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができ。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

5 政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める額の範囲内で、前項の意見の放送のための録音又は録画を無料ですることができ。

6 第一項の放送に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しなければならない。

7 第一項の放送において意見の放送をすることができ。政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

8 第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議の上、定める。

(国民投票広報協議会及び政党等による新聞広告)

第一百七十七条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、憲法改正案の広報のための広告をするものとする。

三 前二号に掲げる行為をさせる目的をもって
国民投票運動をする者に、その金銭若しくは物
品の交付をし、若しくはその交付の申込み若
しくは約束をし、又は国民投票運動をする者
がその交付を受け、その交付を要求し若しく
はその申込みを承諾したとき。

第一百十條 前条の場合において收受し、又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（職権濫用による国民投票の自由妨害罪）
 第一百一十一条 国民投票に関し、国若しくは地方公

方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に就任する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理委員会又は国民投票分會長若しくは国民投票長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由がなくて国民投票運動をする者に追隨し、その居室に立ち入る等その職務を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の拘禁刑に処する。

2 国表しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員會の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理業者又は国民投票分会長若しくは国民投票長が、投票人に對し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

（投票の秘密侵害罪）
第一百十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理

（投票干渉罪）

理由がなくて、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで、投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)

第一百十四条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長、立会人若しくは監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、国民投票分会場若しくは国民投票係書類を騷擾し、又は投票、投票箱その他関係書類（関係の電磁的記録媒体、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を含む。）を抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、四年以下の拘禁刑に処する。

（多衆の国民投票妨害罪）
第百十五条 多衆集合して前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上七年以下の拘禁刑に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の拘禁刑に処する。

三 付和随行者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んで

（投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場における凶器携帯罪）

第三百六十六条 銃砲、刀剣、こん棒その他の人を殺傷するに足るべき物件を携帯して投票所、開票会場に入った者、国民投票分会場又は国民投票会場に入った者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（携帯凶器の没収）
第百十七條 前条の罪を犯した場合においては、その携帯した物件を没収する。

第百十八條 詐偽の方法をもつて投票人名簿又は

在外投票人名簿に登録をさせた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

投票人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二條の規定による届出に關し虚偽の届出をすることによつて投票人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。

在外投票人名簿に登録させる目的をもって公職選挙法第三十条の五第一項又は第四項の規定による申請に関し虚偽の申請をすることによつて在外投票人名簿に登録をさせた者も、第一項と同様とする。

第六十三条第一項の場合において虚偽の宣言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反)

第二百十八条の二 第二十九条の三第三項（第四十
二条の二において準用する場合を含む。）又は

第二十九条の第三第四項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条の三第五項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

氏名を詐称し、その他詐偽の方法をもつて投票し、又は投票しようとした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し、又はその数を増減した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者若しくは前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（代理投票等における記載義務違反）

第百二十条 第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が投票人の指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載しなかつたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもって、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。

（立会人の義務を怠る罪）

第百二十一条 立会人が、正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、二十万円以下の罰金に処する。

（国民投票運動の規制違反）

第百二十二条 第百一条又は第百二条の規定に違反して国民投票運動をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

（不在者投票の場合の罰則の適用）

第百二十三条 第六十一条第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき者は投票管理者と、その投票を記載すべき場所は投票所と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

2 第六十一条第二項の規定による投票については、投票人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第百十三条第一項の規定を適用する。

3 第六十一条第四項の規定による投票については、その投票を管理すべき者は投票管理者と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

4 第六十一条第七項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。

6 第六十一条第九項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は

は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

（在外投票の場合の罰則の適用）

第百二十四条 第三十六条第二項及び第三項に規定する在外投票人名簿の登録の申請の理由に係る事務、第六十二条第一項第一号に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長に属させられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十六条第二項及び第三項に規定する在外投票人名簿の登録の申請の理由に係る事務に従事する者は、第百二条、第百十一条、第百十二条及び第百九十九条第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この節の規定を適用する。

2 第六十二条第一項第一号の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者（第百十四条に規定する投票管理者に限る。）と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

3 第六十二条第二項第一号の規定による投票については、投票人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第百十三条第一項の規定を適用する。

（国外犯）

第百二十五条 第百九条、第百十一条、第百十二条、第百十三条第一項、第百十四条から第百十六条まで、第百九条から第百二十一条まで及び第百二十二条（第百一条第二項又は第百二条の規定に違反して国民投票運動をした者に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

（偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料）

第百二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第百十八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。

一 偽りその他不正の手段により、第二十九条の第二項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による投票人名簿の抄本又は在外投票人名簿の抄本の閲覧をした者

二 第二十九条の第三項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

前項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第三章 国民投票の効果

第百二十六条 国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が第九十八条第二項に規定する投票総数の二分の一を超えた場合は、当該憲法改正について日本国憲法第九十六条第一項の国民の承認があつたものとする。

2 内閣総理大臣は、第九十八条第二項の規定により、憲法改正案に対する賛成の投票の数が同項に規定する投票総数の二分の一を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならない。

第四章 国民投票無効の訴訟等

第一節 国民投票無効の訴訟

（国民投票無効の訴訟）

第百二十七条 国民投票に關し異議がある投票人は、中央選挙管理会を被告として、第九十八条第二項の規定による告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

（国民投票無効の判決）

第百二十八条 前条の規定による訴訟の提起があつた場合において、次に掲げる事項があり、そのために憲法改正案に係る国民投票の結果（憲法改正案に対する賛成の投票の数が第九十八条第二項に規定する投票総数の二分の一を超えること又は超えないこと）をいう。第百三十五条において同じ。）に異動を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、その国民投票の全部又は一部の無効を判決しなければならない。

一 国民投票の管理執行に当たたる機関が国民投票の管理執行につき遵守すべき手続に関する規定に違反したこと。

二 第百一条、第百二条、第百九条及び第百十一条から第百十三条までの規定について、多数の投票人が一般にその自由な判断による投票を妨げられたといえる重大な違反があつたこと。

三 憲法改正案に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数の確定に関する判断に誤りがあったこと。

2 前項第一号の国民投票の管理執行に当たる機関には、国民投票広報協議会を含まないものとする。

（国民投票無効の訴訟の処理）

第二百二十九条 第二百二十七条の規定による訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。

2 当事者、代理人その他の第二百二十七条の規定による訴訟に關与する者は、前項の趣旨を踏まえ、充実した審理を特に迅速に行うことができるよう、裁判所に協力しなければならない。

（国民投票無効の訴訟の提起と国民投票の効力）

第二百三十条 第二百二十七条の規定による訴訟の提起があつても、憲法改正案に係る国民投票の効力は、停止しない。

（国民投票無効の訴訟に対する訴訟法規の適用）

第二百三十一条 第二百二十七条の規定による訴訟については、行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）第四十三條の規定にかかわらず、同法第十三條、第十九條から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十四条の規定は、準用せず、また、同法第十六條から第十八條までの規定は、第二百二十七条の規定により憲法改正案に係る国民投票の無効を求める数個の請求に關してのみ準用する。

（国民投票無効の訴訟についての通知及び電子判決書記録事項証明書の送付）

第二百三十二条 第二百二十七条の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、総務大臣及び中央選挙管理会に通知しなければならない。その訴訟に係属しなくなつたときも、また同様とする。

2 第二百二十七条の規定による訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その電子判決書記録事項証明書を、総務大臣及び中央選挙管理会並びに衆議院議長及び参議院議長に送付しなければならない。

（憲法改正の効果の発生の停止）

第二百三十三条 憲法改正が無効とされることにより生ずる重大な支障を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、憲法改正の効果の発生の全部又は一部の停止をするものとする。ただし、本案につい

て理由がないとみえるときは、この限りでない。

2 前項の規定による憲法改正の効果の発生を停止する決定が確定したときは、憲法改正の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止する。

3 第一項の決定は、第三者に対しても効力を有する。

4 第一項の決定の管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

5 第一項の決定は、疎明に基づいてする。

6 第一項の決定は、口頭弁論を経ないですることができ。ただし、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。

（国民投票無効の告示等）

第二百三十四条 第二百二十七条の規定による訴訟の結果憲法改正案に係る国民投票が無効とする判決が確定したとき又は前条第一項の規定による憲法改正の効果の発生を停止する決定が確定したとき若しくはその決定が効力を失つたときは、中央選挙管理会は、直ちにその旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

第二節 再投票及び更正決定

第二百三十五条 第二百二十七条の規定による訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となつた場合（第六項の規定により憲法改正案に係る国民投票の結果を定める場合を除く。）においては、更に国民投票を行わなければならない。

2 第二百二十七条の規定による訴訟を提起することができ期間又は同条の規定による訴訟が裁判所に係属している間は、前項の規定による国民投票を行うことができない。

3 第一項の規定による国民投票は、これを行うべき事由が生じた日から起算して六十日以後百八日以内において、国会の議決した期日に行う。

4 内閣は、国会法第六十五条第一項の規定により国民投票の再投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の再投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならない。

5 中央選挙管理会は、前項の通知があつたときは、速やかに、国民投票の再投票の期日を官報で告示しなければならない。

6 第二百二十七条の規定による訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となつた場合において、更に国民投票を行わないで当該憲法改正案に係る国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならない。この場合においては、国民投票長は、国民投票録の写しを添えて、直ちにその憲法改正案に係る国民投票の結果を中央選挙管理会に報告しなければならない。

第五章 補則

（費用の国庫負担）

第二百三十六條 国民投票に關する次に掲げる費用その他の国民投票に關する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 投票人名簿及び在外投票人名簿の調製に要する費用（投票人名簿及び在外投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築及び維持管理に要する費用を含む。）

二 投票所、共通投票所及び期日前投票所に要する費用

三 開票所に要する費用

四 国民投票分会及び国民投票会に要する費用

五 投票所等における憲法改正案等の掲示に要する費用

六 憲法改正案の広報に要する費用

七 国民投票公報の印刷及び配布に要する費用

八 国民投票の方法に關する周知に要する費用

九 第六十六条及び第七十七条の規定による放送及び新聞広告に要する費用

十 不在者投票に要する費用

十一 在外投票に要する費用

十二 国の支出金の算定の基礎等

第二百三十七條 前条の負担に係る地方公共団体に對する支出金の額は、国民投票事務の円滑な執行を確保するため、地方公共団体が当該事務を行うために必要でかつ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

2 前項の支出金は、その支出金を財源とする経費の支出時期に遅れないように、これを支出しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第二百三十八條 この法律の規定による処分その他の公権力の行使に當たる行為については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。

（審査請求の制限）

第二百三十九條 この法律の規定による処分その他公権力の行使に當たる行為又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（特別区等に対する適用）

第四百十條 この法律中市に關する規定は、特別区に適用する。

2 この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区及び総合区は市と、指定都市の区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。

（国民投票に關する期日の国外における取扱い）

第四百十一條 この法律に規定する国民投票に關する期日の国外における取扱い（第六十一条第一項、第四項及び第七項から第九項までの規定による投票に關するものを除く。）については、政令で定める。

（国民投票に關する届出等の時間）

第四百十二條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により総務大臣、中央選挙管理会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間に行わなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている職務時間内に行わなければならない。

一 第二十九条の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

二 第三十条において準用する公職選挙法第二十九条第二項の規定による投票人名簿の修正に關する調査の請求

三 第四十二条の二において準用する第二十九条の二第一項の規定による在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

四 第四十三条第二項において準用する公職選挙法第二十九条第二項の規定による在外投票人名簿の修正に關する調査の請求

2 前項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項若しくは第七項から第九項までの規定による投票に關し国外において行う行為、第六十二条第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により在外公館の長に対して行う行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。）に係る同法第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。
（法制上の措置）
3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができるとなるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五條及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十條 附則第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二六年六月二〇日法律第七五号）

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。）に係る同法第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。
（法制上の措置）
3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができるとなるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二八年二月二日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定並びに附則第六條中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三條の三

の改正規定、附則第八條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七條の二の改正規定並びに附則第九條、第十條及び第十三條の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十一条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に改める部分に限る。）

同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十二條の二第四項並びに第十二條の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五條の次に三条を加える改正規定、同法第十九條の次に一条を加える改正規定、同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る）、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四條、第三十条の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條第一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一条並びに第六十三條（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六條第二項の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

附則（令和三年六月一八日法律第七六号）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に登録基準日（新法第二十二條第一号に規定する登録基準日をいう。以下この条において同じ。）がある国民投票（新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。）について適用し、この法律の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項
イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

ロ 投票立会人の選任の要件の緩和
二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
イ 国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十四條第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ。）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制
ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定 公布の日

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九百九条 前条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律第三百三十二条第二項の規定は、日本国憲法の改正手続に関する法律第二百二十七条の規定による訴訟であつて施行日以後に提起されたものに係る裁判所の長がする送付について適用し、同条の規定による訴訟であつて施行日前に提起されたものに係る裁判所の長がする送付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則
(令和四年五月二五日法律第五二)

号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第三条、第五条及び第三十条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

行期目)

1
この法律

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別記様式（第五十六条関係）

[illegible]

- 一 組織は、村吏たる村長を首に置くべく、部制の二分を遵守することと出来ない買物をも禁じられなければならない。
- 二 役員は、村吏たる村長を首に置くべく、部制の二分を遵守することと出来ない買物をも禁じられなければならない。
- 三 役員は、村吏たる村長を首に置くべく、部制の二分を遵守することと出来ない買物をも禁じられなければならない。
- 四 上村長は、村吏たる村長を首に置くべく、部制の二分を遵守することと出来ない買物をも禁じられなければならない。
- 五 役員の組織は、村吏たる村長を首に置くべく、部制の二分を遵守することと出来ない買物をも禁じられなければならない。